

小金井市立小金井第一中学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。

本校では、いじめの防止を目指し、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定)、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び小金井市の「いじめのないまち小金井」宣言、小金井市いじめ防止基本方針等を参酌し、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「小金井市立小金井第一中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、本校の生徒に対して一定の人間関係にある本校に在籍する他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じる必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する生徒の理解を深めます。

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の時間、生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 生徒の保護の徹底と主体的な取組への支援

いじめられた生徒を徹底して守り通します。

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

生徒主体の取組を支えます。

周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発言を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組みます。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応に取り組む。

(4) PTA、保護者・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総がかりで取り組みます。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、PTA、保護者や地域、関係機関と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう、保護者会などさまざまな機会を通して保護者へ働きかけをしていく。

5 学校における取組

(1) 組織等の設置

- ① いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「学校いじめ対策委員会」を置く。
- ② 学校いじめ対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、部活動顧問等）から構成する。
- ③ いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、重大事態が発生した場合には小金井市教育委員会の設ける組織の、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に協力する。

(2) いじめ防止等に関する取組

本校は、関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の 4 つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組を示す。

① 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という校風の醸成
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ（スマートホンやインターネット等ネット上のいじめを含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・面談、家庭訪問、学校（学年、学級）通信などを通じた家庭との緊密な連携協力 など

② 早期発見

- ・生徒の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- ・定期的なアンケート調査や教育相談、面談の実施等による早期のいじめの実態把握と生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室や相談室等の利用、電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと生徒の面談等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有 など

③ 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- ・聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒の心のケアの取組（スクールカウンセラー等との連携）
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- ・関係生徒並びにその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする取組
- ・加害・被害双方の保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携 など

④ 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時」及び「いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認める時」で、いじめを受ける生徒の状況で事案により学校が判断する。

- ・いじめられた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は関係機関が行う調査への協力
- ・重大事態発生について教育委員会への報告と支援の要請
- ・重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力 など

6 その他

本校はこの方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

いじめ防止に関する年間指導計画

月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動「いじめに関する講話」 ・「いじめのないまち小金井宣言」の周知 ・1年生スクールカウンセラーによる全員面接での実態確認 ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」
5	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」 ・生徒総会「いじめに関する宣言」
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい（いじめ防止強化）月間（東京都）の取組 ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会 ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」 ・面談でのいじめの確認
8	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい（いじめ防止強化）月間（東京都）の取組 ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会 ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」 ・面談でのいじめの確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい（いじめ防止強化）月間（東京都）の取組 ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会 ・学年会、生活指導部会「いじめの状況確認」